

農山漁村地域整備計画事前評価調書

令和7年3月5日

計画の名称		豊かな丹後の海と漁村地域づくり計画(その4)	
項目	評価細目	評価	説明欄
目標の妥当性	・地域の課題に適切に対応する目標となっているか。 ・関連する計画との整合性が図られているか。 【対象事業】 ・海岸保全施設整備事業（高潮） ・海岸保全施設整備事業（侵食） ・海岸保全施設整備事業（津波・高潮）	○	【課題】 ・安全安心で快適な漁港、漁村の形成が急務 【目標】 ・漁港、漁村の安心安全の確保 【関連計画】 ・丹後沿岸海岸保全基本計画
整備計画の効果・効率性	・整備計画の目標と定量的指標は適切に設定されているか。 ・事後評価ができる適切な指標となっているか。 【定量的指標】 ・竜宮浜漁港海岸（三浜）において、海岸保全施設の整備を行い、背後の住家及び人命の防護を図るため、離岸堤を活用した高潮対策工事を実施し、当該海岸設計波における海岸背後への越波量低減による被害戸数低減(28→0戸)を図る。 ・栗田漁港海岸において、国土保全、府民の安心・安全、安全な漁業活動のため、海岸保全施設の整備を行い、波浪等による飛沫被害等から背後地1.1haを防護する。 ・伊根漁港海岸において海岸保全施設の整備を行い、波浪等による海岸侵食被害から背後地0.28haを防護する。 ・令和2年度に国が変更した「海岸保全基本方針」に基づき、令和7年度までに「丹後沿岸海岸保全基本計画」を気候変動による影響を明示的に考慮した新しい計画に変更する。 ・令和3年度の水防法改正により、法改正前には高潮浸水想定区域に指定対象とされていなかった海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象があるものについて指定対象に追加されたことに伴い、本府においても令和7年度までに高潮浸水想定区域図の作成が義務付けられた。府沿岸の海岸所管部局で協力し、令和6年度中の高潮浸水想定区域図の作成を目指す。	○	海岸背後地の防護面積等を具体的な数値として設定しており、個々の事業完了時に事後評価ができる適切な指標となっている。
整備計画の実現可能性	・整備計画の内容は事業実施可能性が十分検討されているか。	○	事業実施に必要な技術的条件や自然的条件などから検討して実施可能な計画となっている。 地元の理解が得られ、事業実施への機運も醸成されている。
判定	適当		